

		受理番号	
自動車保管場所届出書（新規・変更）			自動車登録の区分
			登録・軽
車名	型式	車台番号（左詰めで記入）	自動車の大きさ
		(アルファベットには下欄にチェックしてください)	長さ
			幅
			高さ
自動車の使用の本拠の位置			
自動車の保管場所の位置		駐車場管理番号 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	
※ 保管場所標章番号		(変更前) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	
上記の事項について届出をします。			
警察署長殿		年 月 日	
〒			
住所		_____	
届出者 (フリガナ)		_____	
氏名		_____	
		電話 () 番	

- 備考 1 法第5条、第13条第3項及び附則第7項の規定による届出にあつては「新規」の文字を、法第7条第1項(第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)の規定による届出(以下「変更届出」という。)にあつては「変更」の文字を○で囲んでください。
- 2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあつては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあつては「軽」の文字を○で囲んでください。
- 3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入してください。
- 4 次に掲げる場合には、所在図の添付を省略することができます。
 (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であつて届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。
 (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき((1)に該当する場合を除く。)
- 5 4(1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示されている保管場所標章番号を記入してください。

届出の登録(車両)番号	増車	旧車の登録番号及び車台番号	保管場所の所有者 自己・他人・共有 (自己以外)	連絡先
	代替			